資料番号
No.3

（写）

長野労発基０８２６第２号
令和元年　８月２６日

長野地方最低賃金審議会
会　長　岩﨑　徹也　　殿

長野労働局長
中原　正裕

特定最低賃金の改正について（諮問）

最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第１５条第２項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

1　長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金
（平成２０年長野労働局最低賃金公示第３号）

2　長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金
（平成２０年長野労働局最低賃金公示第２号）

3　長野県各種商品小売業最低賃金
（平成２０年長野労働局最低賃金公示第５号）

4　長野県印刷、製版業最低賃金
（平成２０年長野労働局最低賃金公示第４号）

(写)

令和元年８月２６日

長野労働局長
中原　正裕　　殿

長野地方最低賃金審議会
会長　　岩﨑　徹也

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和元年８月８日付け長野労発基０８０８第１号をもって貴職から諮問のあった下記４業種に係る、最低賃金法第２１条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

1　長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金

2　長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金

3　長野県各種商品小売業最低賃金

4　長野県印刷、製版業最低賃金

（写）

長野労発基０８０８第１号
令和元年　８月　８日

長野地方最低賃金審議会
会　長　岩﨑　徹也　　殿

長野労働局長
中原　正裕

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第１５条第１項の規定に基づき、特定最低賃金の改正決定を求める申出があったので、同法第２１条の規定により、下記特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

１　長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金の改正決定　（平成２０年長野労働局最低賃金公示第３号）

２　長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金の改正決定
（平成２０年長野労働局最低賃金公示第２号）

３　長野県各種商品小売業最低賃金の改正決定
（平成２０年長野労働局最低賃金公示第５号）

４　長野県印刷、製版業最低賃金の改正決定
（平成２０年長野労働局最低賃金公示第４号）

長野県特定最低賃金改正決定「申出書」（写）

1　計量器等製造業　……　１～６ページ

2　はん用機械器具等製造業　……　７～１２ページ

3　各種商品小売業　……　１３～１５ページ

4　印刷、製版業　……　１６～２２ページ

2019年 7月 25日

写

長野労働局長
中原 正裕 殿

長野県長野市県町５３２－３
長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、
光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会
委員長 相澤 健

申 出 書

最低賃金法第１５条第１項の規定により、「長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲
長野県において、計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業を営む使用者に使用される労働者

産業分類		使用者数	労働者数
E273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業		
E274	医療用機械器具・医療用品製造業		
E275	光学機械器具・レンズ製造業		
E281	電子デバイス製造業		
E282	電子部品製造業		
E283	記録メディア製造業		
E284	電子回路製造業		
E285	ユニット部品製造業		
E289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		
E291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		
E292	産業用電気機械器具製造業		
E293	民生用電気機械器具製造業		
E294	電球・電気照明器具製造業		
E295	電池製造業		
E296	電子応用装置製造業		
E297	電気計測器製造業		
E299	その他の電気機械器具製造業		
E301	通信機械器具・同関連機械器具製造業		

長野労働局
1.7.25
受付

E302　映像・音響機械器具製造業		
E303　電子計算機・同附属装置製造業		
E323　時計・同部分品製造業		
E3297 眼鏡製造業（枠を含む）		
計	１，３８５	６１，８１７

※上記労働者数から、適用除外労働者数を差し引いた適用労働者数５８，１２２名

２．改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金

３．申出の内容

上記２の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第１５条第２項に基づく最低賃金審議会の決定による。

４．申出の理由

(1)　申出産業は長野県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウエイトが高く県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。

(2)　申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね３分の１以上の合意をもって、法定最低賃金（時間額８７２円）の改正決定を求めるものである。

(3)　申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

５．添付書類

(1) 総括
(2) 労働協約の写し（添付略）
(3) 最低賃金の金額改正を求める決議書（添付略）
(4) 申請代表者に対する委任書（添付略）
(5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
(6) 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会設置要綱

以　上

＜添付書類＞
総　括

1．合意の効力の及ぶ長野県における計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲	
	組合・事業所数	労働者数
労働協約	２０組合	１２，０６４人
機関決定	４１組合・事業所	１３，７６２人
個別同意署名	０事業所	０人
合計	６１組合・事業所	２５，８２６人

（１）賃金の最低額に関する協定の適用を受ける労働者の内訳

No.	労働組合名	労働者数
１	サクラ精機労組	３１０人
２	小松精機工作所労組	２５２人
３	ＫＯＡ労組	１，１９７人
４	しなの富士通労組	３９３人
５	小諸村田製作所労組	３５６人
６	アズミ村田製作所労組	３４３人
７	ルビコン労組	３７５人
８	日本電産サンキョー労組	５４９人
９	山洋電気労組	９４９人
１０	山洋電気テクノサービス労組	５８０人
１１	パナソニックグループ労連パナソニックオートモーティブシステムズ労組松本支部	４９８人
１２	上田日本無線労組	３１８人
１３	新光電気労組	２，５９９人
１４	長野沖電気労組	８９人
１５	長野日本無線労組	５５９人
１６	富士電機労組松本支部	１，５６９人
１７	本多通信労組松本支部	９０人
１８	富士電機パワーセミコンダクタ労組飯山支部	１４６人
１９	富士電機パワーセミコンダクタ労組大町支部	２３９人
２０	日本無線労働組合	６５３人
計	２０組合	１２，０６４人

（２）改正決定が必要であると決議した労働組合・従業員会の労働者数

No.	労働組合・従業員会名	労働者数
１	日通工エレクトロニクス労組	６８人
２	アイテクノ矢嶋労組	８６人
３	ＪＡＭ日本電産セイミツ労組	６７人
４	東京精電労組	１９人
５	ＴＤＫ労組千曲川支部	７５人
６	ＴＤＫ労組浅間支部	３９７人
７	東京マイクロ労組	６０人

8	シチズン労組ミヨタ支部	505人
9	カワイ精密金属労組	71人
10	JAMエクセルカイジョー労組	37人
11	シチズン労組飯田支部	271人
12	多摩川精機労組	503人
13	JAM島津デバイス製造労組	9人
14	JAM天竜丸澤労組	58人
15	スタンレー伊那製作所労組	90人
16	ミクナスFE労組	51人
17	大和電機工業労組	264人
18	東京光電諏訪工場労組	5人
19	ホステック労組	25人
20	テクロック労組	2人
21	ミスズ工業労組	100人
22	高島産業労組	175人
23	上原製作所労組	26人
24	ライト光機製作所労組	105人
25	セリオテック労組	30人
26	SUWAオプトロニクス労組	65人
27	JAMイースタン労組	435人
28	三社電機イースタン労働組合	79人
29	日星工業株式会社長野工場従業員会	53人
30	日星工業株式会社飯田工場従業員会	53人
31	長野計器労働組合	610人
32	ユアサ電器労組	62人
33	ダイヤ精機労組	112人
34	入一通信工業労組	14人
35	セイコーエプソン労組	8,000人
36	ニチワ会	72人
37	シナノケンシ労組	630人
38	ミマキ電子部品労組	89人
39	全コシナ関連労組	145人
40	長野愛知電機労組	88人
41	山洋電気テクノユニオン	156人
計	41組合・事業所	13,762人

（3）改正決定が必要であると署名した事業所・企業の労働者数

No.	事業所・企業名	労働者数
1		0人
計	0事業所	0人

「長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金」の改正申出にかかわる疎明資料

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業においては、賃金構造基本統計調査で規模・性間格差が明確になっています。

本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本特定最低賃金を組織労働者の賃上げに見合って改正する必要があります。次のとおり資料を提出します。

記

1．平成３０年賃金構造基本統計調査（厚生労働省統計情報部編「賃金センサス」）より推計

（1）長野県製造業（E）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（Ｅ２８）

		1,000人以上		100～999人		10～99人	
		時間あたり賃金(円)	比率	時間あたり賃金(円)	比率	時間あたり賃金(円)	比率
製造業	男	2,608	100.0%	1,777	68.1%	1,556	59.7%
	女	1,965	75.3%	1,285	49.3%	1,136	43.6%
電子部品・デバイス	男	2,710	100.0%	2,254	83.2%	1,741	64.2%
	男　～19歳	1,231	45.4%	―	―	905	33.4%
	男 20～24歳	1,492	55.1%	1,356	50.0%	1,115	41.1%

比率欄の指数は、それぞれの業種規模1000人以上男性の時間あたり賃金を100とした比率
―の表示は労働者が極端に少なく表示するのに適当でないため

2．２０１９年春季賃上げ妥結状況

（1）長野県産業労働部労働雇用課調べ（公表：２０１９年７月１８日・最終報）

	妥結組合数	妥結平均額	賃上率	昨年妥結額	賃上率
電子部品	10	3,531円	1.36%	3,269円	1.24%
電気機器	23	4,748円	1.79%	5,415円	2.08%
全産業	188	4,388円	1.75%	4,508円	1.83%
300人未満	108	4,019円	1.71%	4,254円	1.81%
300人以上	57	4,533円	1.71%	4,802円	1.87%
1000人以上	23	5,759円	2.03%	4,934円	1.84%

（2）連合長野調べ（２０１９年７月１９日現在、製造業・企業規模別集計）

	組合数	組合平均	組合員数	組合員平均	18年妥結実績
電機・精密	20	5,235円	3,963人	5,225円	6,288円
製造業計	74	4,828円	15,929人	5,370円	5,704円
内300人以上	27	5,466円	10,614人	5,717円	6,070円
内100人以上	24	4,916円	4,373人	4,806円	5,231円
内99人以下	23	3,987円	942人	4,073円	4,203円

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会設置要綱

1．本委員会の名称を長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会とします。

2．本委員会は、長野県における計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。

3．本委員会は本委員会の主旨に賛同する関係産別組織及び関係単位労働組合及び日本労働組合総連合会長野県連合会（略称：連合長野）で構成します。

4．本委員会の運営は、次の通りとします。
（1）本委員会は、ＪＡＭ甲信、電機連合長野地協、連合長野の各組織から選出された委員により構成し、運営します。
（2）委員の互選により委員長を選出します。
（3）事務局は、長野市県町５３２-３県労働会館内「連合長野」に置きます。
（4）費用は発生の都度、分担し賄います。

5．その他必要な事項は、委員会において協議決定します。

6．本要綱の施行は２００２年１２月５日とします。

２００９年　３月１９日　一部改正

2019年 7月 25日

写

長野労働局長
中原 正裕 殿

長野市県町５３２－３
長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金対策委員会
委員長 財津

申 出 書

最低賃金法第１５条第１項の規定により、「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業，舶用機関製造業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1．申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲
長野県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業，舶用機関製造業を営む使用者に使用される労働者

産業分類	使用者数	労働者数
E252 ポンプ・圧縮機器製造業		
E253 一般産業用機械・装置製造業		
E259 その他のはん用機械・同部分品製造業		
E261 農業用機械製造業（農業用器具を除く）		
E262 建設機械・鉱山機械製造業		
E264 生活関連産業用機械製造業		
E265 基礎素材産業用機械製造業		
E266 金属加工機械製造業		
E267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業		
E269 その他の生産用機械・同部分品製造業		
E271 事務用機械器具製造業		
E272 サービス用・娯楽用機械器具製造業		
E311 自動車・同附属品製造業		
E313 船舶製造・修理業、舶用機関製造業		
計	１，７３４	４５，２２３

※上記労働者数から、適用除外労働者を差し引いた適用労働者数４１，５２５名

2．改正の決定を申し出る最低賃金の件名
長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金

長野労働局 1.7.25 受付

３．申出の内容

上記２の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第１５条第２項に基づく最低賃金審議会の決定による。

４．申出の理由

(1) 申出産業は長野県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウエイトが高く県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。

(2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね３分の１以上の合意をもって、法定最低賃金（時間額８８３円）の改正決定を求めるものである。

(3) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

５．添付書類

(1) 総括
(2) 労働協約の写し（添付略）
(3) 最低賃金の金額改正を求める決議書（添付略）
(4) 申請代表者に対する委任書（添付略）
(5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
(6) 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金対策委員会設置要綱

以　上

＜添付書類＞

総　括

１．合意の効力の及ぶ長野県における長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業，舶用機関製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲	
	組合・事業所数	労働者数
労働協約	９組合	３，５０２人
機関決定	５８組合・事業所	１２，７６６人
個別同意署名	０事業所	０人
合計	６７組合・事業所	１６，２６８人

（１）賃金の最低額に関する協定の適用を受ける労働者の内訳

No.	労働組合名	適用労働者数
1	ＪＡＭ松山労組	２７０人
2	日信工業労組	７２５人
3	ヴィオニア日信ブレーキシステムジャパン労組	４５４人
4	盟和産業労組	５２人
5	城南製作所労組	４１９人
6	アート労組	６５４人
7	デンソーエアクール労組	４６５人
8	日本電産サンキョー労組伊那支部	２８５人
9	日本電産サンキョー労組茅野支部	１７８人
計	９組合	３，５０２人

（２）改正決定が必要であると決議した労働組合の組合員数

No.	労働組合名	組合員数
1	都筑製作所労働組合	３４４人
2	ＪＡＭアピックヤマダ労組	３０５人
3	長野鍛工労組	２８人
4	ＫＹＢ－ＹＳ労組	６２６人
5	シチズンマシナリーミヤノユニオン軽井沢支部	５００人
6	ミネベアユニオン軽井沢支部	２３０人
7	サンコー労組	１９６人
8	ＨＤＳ労組	２４７人
9	ＨＤＳ労組ＨＡＤ支部	３３人
１０	南安精工労組	１７人
１１	チューブフォーミング労組長野支部	１６人
１２	タカノ労組	３７０人
１３	ＮＴＮ労組長野支部	１６４人
１４	キッツ労組伊那支部	２８２人
１５	トーハツ労組	２７４人
１６	ＮＴＮ上伊那製作所労組	２４１人
１７	日進精機労組	２９人
１８	タカモリ労組	１３人
１９	ＴＰＲ労組	４９０人
２０	マルヤス機械労組	２８８人

２１	エグロ労組	７２人
２２	杉山労組	９人
２３	スギムラ精工労働組合	３０人
２４	キッツ労組メタルワークス支部	１８２人
２５	キッツ労組マイクロフィルター支部	６９人
２６	キッツ労組茅野支部	２７３人
２７	野村ユニソン労組	２３２人
２８	シントク労組	３１人
２９	日本電産コパル労組塩尻支部	８４人
３０	栗林製作所労組	１８６人
３１	ＪＭＩＵカネテック支部	１２８人
３２	ＪＭＩＵ丸子警報器支部	６人
３３	ＪＭＩＵ信濃合金支部	２２人
３４	コガネイ労組	１７５人
３５	ティービーエム労組	１２２人
３６	ニッパツフレックス労組	１４３人
３７	東洋精機工業労組	１６２人
３８	小松製作所労働組合	２１人
３９	長野精工労組	１１３人
４０	三葉製作所労働組合	１０５人
４１	樫山工業労組	１２３人
４２	セイコーエプソン労組	１，５４８人
４３	高見沢サイバネティックス労働組合	８０人
４４	三和ロボティクス労組	３４人
４５	片倉機器労組	２５人
４６	仁科工業労組	２９６人
４７	ＩＨＩターボ労組	３８３人
４８	ＩＨＩ回転機械労組	２５９人
４９	ＩＨＩエアロマニュファクチャリング労組	２５５人
５０	大和製作所労組	６７人
５１	浅間技研労組	１４２人
５２	日本発条労組伊那支部	１，１５１人
５３	モモセボデー労組	７人
５４	ＩＨＩアグリテック労組	３０９人
５５	鈴木労組	４８８人
５６	横浜ゴム労組長野支部	２４８人
５７	日精樹脂工業労組	４１０人
５８	長野電鉄労働組合	８３人
計	５８組合・事業所	１２，７６６人

改正決定が必要であると署名した事業所・企業の労働者数

No.	事業所名	労働者数
1		0人
計	0事業所	0人

「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金」の改正申出にかかわる疎明資料

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業，舶用機関製造業においては、賃金構造基本統計調査で、規模・性間の格差が明確になっています。

本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本特定最低賃金を組織労働者の賃上げに見合って改正する必要があります。次のとおり資料を提出します。

記

1．平成３０年賃金構造基本統計調査（厚生労働省統計情報部編「賃金センサス」）より推計

（1）長野県製造業（E）、輸送用機器製造業（E３１）

		1，000人以上		100～999人		10～99人	
		時間あたり賃金(円)	比率	時間あたり賃金(円)	比率	時間あたり賃金(円)	比率
製造業	男	2,608	100.0%	1,777	68.1%	1,556	59.7%
	女	1,965	75.3%	1,285	49.3%	1,136	43.6%
輸送用機器	男	—	—	1,861	100.0%	1,288	69.2%
	男～19歳	—	—	1,078	57.9%	914	49.1%

比率欄の指数は、製造業の規模 1000 人以上（輸送用機器は 100～999 人）男性の時間あたり賃金を 100 とした比率

—の表示は労働者が極端に少なく表示するのに適当でないため

2．２０１９年春季賃上げ妥結状況

（1）長野県産業労働部労働雇用課調べ（公表日：２０１９年7月１８日・最終報）

	妥結組合数	妥結平均額	賃上率	昨年妥結額	賃上率
一般機械	22	4，925円	1．89%	5，119円	1．99%
輸送用機器	21	4，306円	1．70%	4，583円	1．85%
全 産 業	188	4，388円	1．75%	4，508円	1．83%
300人未満	108	4，019円	1．71%	4，254円	1．81%
300人以上	57	4，533円	1．71%	4，802円	1．87%
1000人以上	23	5，759円	2．03%	4，934円	1．84%

（2）連合長野調べ（２０１９年7月１９日現在、製造業・企業規模別集計）

	組合数	組合平均	組合員数	組合員平均	18年妥結実績
機械・自動車	29	5，235円	8，424人	5，471円	5，843円
製造業計	74	4，828円	15，929人	5，370円	5，704円
内300人以上	27	5，466円	10，614人	5，717円	6，070円
内100人以上	24	4，916円	4，373人	4，806円	5，231円
内99人以下	23	3，987円	942人	4，073円	4，203円

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金対策委員会設置要綱

1．本委員会の名称を長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金対策委員会とします。

2．本委員会は、長野県におけるはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業，舶用機関製造業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。

3．本委員会は本委員会の主旨に賛同する関係産別組織及び関係単位労働組合及び日本労働組合総連合会長野県連合会（略称：連合長野）で構成します。

4．本委員会の運営は、次の通りとします。
（1）本委員会は、ＪＡＭ甲信、電機連合長野地協、自動車総連長野地協、連合長野の各組織から選出された委員により構成し、運営します。
（2）委員の互選により委員長を選出します。
（3）事務局は、長野市県町５３２―３県労働会館内「連合長野」に置きます。
（4）費用は発生の都度、分担し賄います。

5．その他必要な事項は、委員会において協議決定します。

6．本要綱の施行は１９９０年　３月２３日とします。

１９９７年　４月２２日　一部改正
１９９９年１０月　１日　一部改正
２０００年１０月　１日　一部改正
２００９年　３月１９日　一部改正

写

2019年　7月　25日

長野労働局長
　中原　正裕　殿

長野市県町５３２－３　県労働会館内
長野県各種商品小売業最低賃金対策委員会
委員長　　斉　藤

申　出　書

最低賃金法第１５条第１項の規定により、「長野県各種商品小売業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

１．申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲
長野県において、各種商品小売業業を営む使用者に使用される労働者

産　業　分　類	使用者数	労働者数
I561　百貨店，総合スーパー		
I569　その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)		
計	４９	３，８４６

※上記労働者数から、適用除外労働者を差し引いた適用労働者３，６２４名

２．改正の決定を申し出る最低賃金の件名
長野県各種商品小売業最低賃金

３．申出の内容
上記２の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第１５条第２項に基づく最低賃金審議会の決定による。

４．申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が３分の１以上に達していること。
◎賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数２，９６９名／長野県における各種商品小売業業を営む使用者に使用される労働者数３，６２４名≒８１．９２％
◎労働協約の賃金の最も低い額＝１５３，０００円／月、９１７円／時間
◎現在適用されている法定最低賃金金額＝８３５円／時間

５．添付書類
(1)　総括
(2)　労働協約の写し（添付略）
(3)　申請代表者に対する委任書（添付略）
(4)　長野県各種商品小売業業最低賃金対策委員会設置要綱

長野労働局
1.7.25
受付

以　上

＜添付書類＞

総　括

1．賃金の最低額に関する協定の適用を受ける組合員の内訳

No.	組合名	協定種別	組合員数
1	イトーヨーカドー労組	ﾅｼｮﾅﾙ･ｴﾘｱ組合員	３９１人
2	全ユニー労組	組合員	３７２人
3	西友労組	本社員組合員	１，９３３人
4	東急グループ労組ながの東急百貨店支部	正社員	２７３人
計	４件・４種類		２，９６９人

2．賃金の最低額に関する協定の時間額の内訳

No.	組合名	協定種別＆月額		時　間　額
1	イトーヨーカドー労組	１８歳	１６８，０００円	１，０２８円
2	全ユニー労組	１８歳	１８４，０００円	１，１０４円
3	西友労組	本社員組合員	１５８，４００円	９７７円
4	東急グループ労組 ながの東急百貨店支部		１５３，０００円	９１７円

長野県各種小売業最低賃金対策委員会設置要綱

1．本委員会の名称は、長野県各種小売業最低賃金対策委員会とします。

2．本委員会は、長野県における各種商品小売業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。

3．本委員会は、本委員会の主旨に賛同する関係産業別組織及び関係単位労働組合と日本労働組合総連合会長野県連合会（略称：連合長野）で構成します。

4．本委員会の運営は、次の通りとします。
（1）本委員会は、UAゼンセン長野県支部、連合長野の各組織から選出された委員により構成し運営します。
（2）委員の互選により委員長を選出します。
（3）事務局は、長野市県町５３２－３県労働会館内「連合長野」に置きます。
（4）費用は発生の都度、分担し賄います。

5．その他必要な事項は、委員会において協議決定します。

6．本要綱の施行は１９８８年　6月２４日とします。

１９９０年　3月２３日　一部改正
１９９７年　4月２２日　一部改正
２００３年　3月２３日　一部改正
２００９年　3月１９日　一部改正
２０１３年　3月２５日　一部改正

2019年 7月 25日

写

長野労働局長
中原 正裕 殿

長野県長野市県町５３２
長野県印刷、製版業最低賃金対策委員会
委員長 和田 俊一

申 出 書

最低賃金法第１５条第１項の規定により、「長野県印刷、製版業」の最低賃金の決定を下記の通り申し出る。

記

１．申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲
長野県において、印刷業、製版業を営む使用者に使用される労働者

産業分類	使用者数	労働者数
E150		
E151 印刷業		
E152 製版業		
計	３５３	３，８３０

※上記労働者数から、適用除外労働者を差し引いた適用労働者数３，５７９名

２．改正の決定を申し出る最低賃金の件名
長野県印刷、製版業最低賃金

３．申出の内容
上記２の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第１５条第２項に基づく最低賃金審議会の決定による。

４．申出の理由
(1) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者のおおむね３分の１以上の合意をもって、法定最低賃金（時間額８２７円）の改正決定を求めるものである。
(2) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

５．添付書類
(1) 総括（１）
(2) 労働協約の写し（添付略）

長野労働局
1.7.25
受付

(3) 最低賃金の金額改正を求める決議書 (添付略)
(4) 申請代表者に対する委任書 (添付略)
(5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
(6) 長野県印刷、製版業最低賃金対策委員会設置要綱

以 上

<添付書類>

総　括（1）

1．合意の効力の及ぶ長野県における印刷、製版業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲	
	組合・事業所数	労働者数
労働協約	0組合	0人
機関決定	30組合・事業所	787人
個別合意署名	44事業所	461人
合　計	74組合・事業所	1，248人

（1）賃金の最低額に関する協定の適用を受ける労働者の内訳

No.	労働組合名	労働者数
1		人
計	0組合	人

（2）改正決定が必要であると決議した労働組合・事業所の労働者数

No.	労働組合・事業所従業員会名	労働者数
1	信教印刷労組	15人
2	株式会社アイデスク親睦会	27人
3	旭会	14人
4	カシヨ労働組合	16人
5	協進製版協友会	9人
6	三和印刷労働組合	17人
7	信濃毎日新聞労働組合	27人
8	信濃毎日新聞労働組合	36人
9	信毎書籍印刷労働組合	22人
10	双真会	30人
11	大日本法令印刷労働組合	107人
12	田口印刷労働組合	9人
13	中央印刷労働組合	19人
14	蔦友印刷労働組合	25人
15	電算印刷労働組合	27人
16	東洋印刷新和会	17人
17	凸版印刷労働組合	7人
18	トッパン・フォームズフレンドシップユニオン	3人
19	長野印刷労働組合	3人
20	（株）日輪親睦会	23人
21	日本ハイコム株式会社厚生会	44人
22	PO印刷東亜会	22人
23	富士印刷株式会社互助会	36人

２４	藤原印刷株式会社従業員会	７６人
２５	中外印刷（株）中栄会	３０人
２６	法令ニューコム親睦会	８５人
２７	矢沢印刷親睦会	１２人
２８	コクヨ労働組合	７人
２９	小林クリエイト労働組合	４人
３０	南信州新聞社労働組合	１８
計	３０組合・事業所	７８７人

（３）改正決定が必要であると署名した事業所の労働者数

No.	事業所名	労働者数
1	株式会社旭	１１人
2	栄光社印刷(株)	５人
3	(株)エスネット	５人
4	エプソンミズベ（株）	１６人
5	カシヨ株式会社	４９人
6	木曽オールプリント(株)	７人
7	（株）杏花印刷	２０人
8	(有)クマガイ印刷	２人
9	（有）小池印刷	４人
１０	三和印刷株式会社	２０人
１１	（株）信光社	１０人
１２	信毎書籍印刷（株）	２人
１３	（株）諏訪印刷	１７人
１４	正晃印刷(株)	４人
１５	（有）聖光房美術印刷所	４人
１６	(株)成進社印刷	１３人
１７	精美堂印刷（株）	９人
１８	（株）綜合印刷	８３人
１９	（有）大和印刷	９人
２０	田口印刷（株）	１４人
２１	(有)中央堂印刷	２人
２２	中央印刷株式会社	１１人
２３	蔦友印刷労働組合	２４人
２４	(株)東洋レーベル	４人
２５	（有）ナガト印刷	３人
２６	長野印刷商工株式会社	３０人
２７	長野コンピューター印刷製版（協）	８人
２８	西澤印刷（株）	１１人

２９	羽田印刷(株)	２人
３０	（株）美謄堂	３人
３１	（株）プリントショップミネ	３人
３２	双葉印刷(有)	５人
３３	（株）文友社	９人
３４	（有）増澤印刷所	４人
３５	（有）マスダ印刷	２人
３６	（有）松本プロセス	２人
３７	(株)丸加印刷所	２人
３８	マルモ印刷(株)	２人
３９	みずべ企画	１人
４０	(有)名神エンタープライズ	６人
４１	矢沢印刷親睦会	４人
４２	山田印刷（株	７人
４３	（株）若葉	３人
４４	飯田共同印刷株式会社	９人
計	４４事業所	４６１人

「長野県印刷業、製版業最低賃金」の改正申出にかかわる疎明資料

長野県印刷業、製版業においては、規模・性間の格差が明確になっています。
本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本特定最低賃金を組織労働者の賃上げに見合って改正する必要があります。次のとおり資料を提出します。

記

1．平成３０年賃金構造基本統計調査(厚生労働省統計情報部編「賃金センサス」)より推計

（1）長野県製造業（E）

		1,000人以上		100～999人		10～99人	
		時間あたり賃金(円)	比率	時間あたり賃金(円)	比率	時間あたり賃金(円)	比率
製造業	男	2,608	100.0%	1,777	68.1%	1,556	59.7%
	女	1,965	75.3%	1,285	49.3%	1,136	43.6%

比率欄の指数は、製造業の規模1000人以上の男性時間あたり賃金を100とした比率

2．２０１９年春季賃上げ妥結状況

（1）長野県産業労働部労働雇用課調べ（公表日：２０１９年7月１８日・最終報）

	妥結組合数	妥結平均額	賃上率	昨年妥結額	賃上率
印　刷	5	2,348円	1.02%	2,060円	0.94%
全産業	188	4,388円	1.75%	4,508円	1.83%
300人未満	108	4,019円	1.71%	4,254円	1.81%
300人以上	57	4,533円	1.71%	4,802円	1.87%
1000人以上	23	5,759円	2.03%	4,934円	1.84%

（2）連合長野調べ（２０１９年7月１９日現在、製造業・企業規模別集計）

	組合数	組合平均	組合員数	組合員平均	18年妥結実績
製造業計	74	4,828円	15,929人	5,370円	5,704円
内300人以上	27	5,466円	10,614人	5,717円	6,070円
内100人以上	24	4,916円	4,373人	4,806円	5,231円
内99人以下	23	3,987円	942人	4,073円	4,203円

長野県印刷、製版業最低賃金対策委員会設置要綱

1．本委員会の名称を長野県印刷、製版業最低賃金対策委員会とします。

2．本委員会は、長野県における印刷、製版業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。

3．本委員会は本委員会の主旨に賛同する関係産別組織及び関係単位労働組合及び日本労働組合総連合会長野県連合会（略称：連合長野）で構成します。

4．本委員会の運営は、次の通りとします。
（1）本委員会は、ＪＡＭ甲信、ＵＡゼンセン長野県支部、印刷労連長野地方協議会、連合長野の各組織から選出された委員により構成し、運営します。
（2）委員の互選により委員長を選出します。
（3）事務局は、長野市県町５３２-３県労働会館内「連合長野」に置きます。
（4）費用は発生の都度、分担し賄います。

5．その他必要な事項は、委員会において協議決定します。

6．本要綱の施行は１９８８年 ２ 月１８日とします。

１９９０年　３月２３日　一部改正
１９９７年　４月２２日　一部改正
１９９９年１０月１日　一部改正
２００３年　３月２３日　一部改正
２００７年　３月１８日　一部改正
２００９年　３月１９日　一部改正
２０１３年　３月２５日　一部改正